



されど 介護体験教室

白井正夫 元朝日新聞編集委員

昨年まで勤めていた新聞社の健康保険組合から「介護技術体験教室」の案内が届いた。一度経験してみたかったので、日曜日に出かけた。

少子高齢社会のことは取材である程度知っているつもりだったが、そろそろ介護が必要な立場になってみると知らないことばかりだった。専門家が介護の現場から見た介護保険の「知られざる」部分を教わり、触れた技には「目から鱗……」の1日だった。

JAがヘルパー養成に取り組み始めた8、9年前に、川崎市の川崎農協の研修講座の実際を取材したことがある。それ以来、いつか何かに役立つだろうぐらいの軽い気持ちで、広報誌などでホームヘルパー3級研修講座を知ると申し込んできた。申し込むのはいつも横浜市の研修講座など、受講料の半額を市が負担する人気コースだ。「抽選もれ」の返信ハガキを何通ももらい、そのままになっていた。

体験教室の参加者は、定年退職年齢前後の人がほとんどで約70人。男性は1/4で、夫婦参加が数組あった。午前中が介護アドバイザー、佐々木由恵さんの講演、午後から5組に分かれて介護実技の体験実習があった。

まず、開会のあいさつで「健保組合が介護教室を開けるのもこれが最後になります」と軽いジャブをくらった。介護保険制度が始まって医療保険と介護保険の事業はきちんと区別された。健保

組合が介護保険で行えるのは介護保険料の徴収と納付だけで、こうした介護教室は市区町村の仕事となった。昨年開いた介護教室が応募者多数で、外れた人には「来年必ず」と約束してあったので、特別福祉事業として認めてもらったという。私は最後の滑り込みだった。

■ プロの技で知る ■ 介保時代の生き方

講演は「高齢社会を生きる技術」と題してだった。佐々木さんは臨床看護や在宅介護の経験が長く、現在は事務所を設立して介護コンサルティング、訪問事業で活躍している。介護支援専門員でもある。その経験から話は多岐に渡ったのだが、私にはポイントが3つあったように思えた。

- (1)65歳以上の保険料徴収が始まって高齢者の負担感が現実となり、介護プラン作成にも影響がでている。
- (2)保険料支払い、利用料の1割負担もあるのだから、自分で介護保険を使いこなす技術を身につけるべき。
- (3)介護技術は自分が介護を受ける身になった時にも大いに役立つ。

10月13日は2か月に一度の老齢・退職年金支給日だった。全国で2200万人いる65歳以上の人の約8割が、幾らかの介護保険料を年金から「待ったなし」で天引きされた。凍結されていた第1号被保険者の保険料徴収が10月から始

まったのだ。国の特別事業で4月スタートから半年間は徴収猶予されていたが、10月から1年間は半額徴収、2001年10月からは全額徴収となる。

保険料は1か月単純平均2866円(全国市長会調べ)で、都道府県別で見ると沖縄の3601円を最高に、徳島3332円、青森3303円と続く。低い方は長野2361円、山梨2434円、福島2483円で、地域格差が出ている。

納付通知書にはすぐ、「無料ではなかったのか」「保険に入るつもりはない」など苦情、問い合わせが殺到した。15万4000人に通知した川崎市では、通知書が届き始めた7月31日には電話の問い合わせが1500件に達した。25万人に案内した神戸市では、各区役所に電話、来訪が1000件近くなる日が数日続いた。

介護の現場、家庭でも「月数万円の年金暮らしでサービス利用も半分に抑えているのに、2000円の保険料ではまた利用を抑えなくては」「ケアプランを変更したい」の声があるという。

このため、わずかな年金で暮らす人には負担が重すぎると、独自に徴収を減免する市町村が増えている。朝日新聞社の調査では、全国で67市町村あり、うち27は全額減免か、いったん納入後に全額を住民に助成している。老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税の低所得者を減免対象にする例が多く、何らかの形で減免を検討する市町村は300近くあるという。

全額助成組の1つ、島根県の山間部にある六日市町の話が朝日新聞(2000年10月20日付け)で紹介されていた。町には定員30人の特別養護老人ホームが1か所しかなく、「提供できるサービスも不十分」が理由になっていた。老人保健施設もなく特養は50人が順番待ちだという。これでは「保険料は取られるわ、利用できるサービスは少ないわ」と言われても仕方がない。

■ 1号徴収の負担感 ■ ケアプランに響く

減免の広がりには厚生省は「みんなが自分の負担という理念が崩れる」と渋い顔だ。全市町村に「減免できるのは天災、

長期入院、失業、不作の4例だけ」と文書で注意した。それでも減免が広がるのは、「保険料徴収は自治事務で、市町村の裁量」という地方分権の建前論よりも、低所得や生活困窮を身近に見る現場では、「住民のため」の施策が優先される結果だろう。

その介護保険の現場体験から、佐々木さんが「介護保険を使いきろう」と盛んに強調したのが2点目だ。保険料の支払い、利用料の1割負担とお金を支払うのだから十分に使わなければ、というのだ。サービス態勢の不備から利用したくても利用できない現実はあるが、「介護プラン作りは介護支援専門員(ケアマネジャー)まかせにしないで、自分や家族でもサービスの組み立てを」がポイントだ。

例えば、巡回入浴を利用すると給付費は1回1万2000円で、月5回なら6万円(自己負担6000円)。デイサービス利用だと、要介護度4の人で介護料は6時間6000円、送迎900円、昼食450円、入浴450円(機器入浴700円)で、1日約8000円。月5回で4万円(自己負担4000円)だ。

障害の程度もあるので、一律に言えないことはわかっている。しかし、より軽い負担を考え、介護保険サービスは「自立支援のために使われる」ことを思い出すと、「〇〇さん、たまにはデイのお風呂もいいですよ。がんばってみませんか」と外出を促す組み立てが入ってもいい。要介護者の生活はケアプランにかかっており、それを保障するのは介護支援専門員の「質」である。

神奈川県内の介護支援専門員が集まる「ケアマネクラブ」のアンケート調査では、担当する高齢者数は平均37人で、1/4のケアマネジャーが50人以上を担当していた。「責任を持てるお年寄りの人数」の回答は平均30人だった。担当者数の多さは、相談からケアプラン作成だけでなく、利用者月報まとめ、保険の審査・支払い関連事務にも多くの時間をとられる実情を雄弁に語っている。

資格試験で受験資格の幅を広げ、受験フィーバー現象が起きたのは記憶に新しい。多くの介護支援専門員が誕生



写真 健康保険組合の「介護技術体験教室」に大勢の参加者があったのだが…

したはずだ。それなのに、現場は人手不足で多忙らしい。介護保険の利用仕組みが複雑なのは承知で、介護の質を高めるためには、ケアプラン作りにも利用者側からのアプローチが必要なのは確かだろう。

消費税ベッドに 遠ざかる自前計画

午後、介護ベッドを12、3人ずつの受講生が囲み、スタッフの指導で介護技術の体験をした(写真)。

ベッドのシーツ敷き、交換から始まって介護者の安定した姿勢の取り方、ベッドでの起き上がり、腰掛け、車いすへの移動。介護の専門家の基本技で、障害をもつ人が軽く動く様子は感動ものだった。指導員から「今日は介護される身になった場合の練習でもあるんですよ」と言われて、納得できた。介助動作の前に相手に声をかける「基本のキ」も、立場が変われば嬉しい会話とわかる。

ベッドを囲んでごこちない練習を繰り返していたら、指導員がベッドのキャスターを指さして「これ課税ベッドね」と言った。消費税のことだ。「介護保険にも消費税がつくんですか」と受講生はびっくり。介護保険の給付サービスは利用者が事業者と契約を交わす行為だから、消費税とは無関係でいられないのだ。

もっとも給付サービスは消費税法の

改正で居宅介護、施設介護とこれに類する介護は非課税扱いとなっている。福祉用具の貸与・購入、住宅改修は非課税扱いから外されたが、厚生省が身体障害者用物品として以前から指定している福祉用具にかぎり非課税となっている。移動ができるキャスター付き介護ベッドは、指定用品ではないから消費税の対象というわけである。

例えば、1日のリース料1000円の移動ベッドを1か月利用したら、消費税込みで3万1500円が保険給付額。要介護度3の人なら、26万7500円の支給限度額のうち1500円を消費税で使ってしまう。非課税扱いの居宅介護や施設介護でも、利用者の選択で提供されるサービスについては課税対象だ。短期入所の基本食費は2120円だが、特別に3000円の食事をとれば差額の880円については消費税込みとなる。

他にも、訪問入浴や訪問介護の基準からはみ出す交通費が課税対象になるなど、消費税の網は介護保険にかなり細かくかぶせられている。特別食や「移動用」が課税されることの賛否は別として、その費用計算の複雑だけを考えても、利用者がケアプランを立てるのは至難の業に思える。

介護保険が始まって半年余り、市井の介護技術体験教室に参加しただけでもその問題点に触れることができた。

●しらいまさお